

# 簡易課税用

## 平成28年分

# 消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

## 個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、所得税の青色申告決算書又は収支内訳書を基にして、消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成28年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、**平成29年3月31日（金）**です。
- 平成28年分の消費税及び地方消費税の確定申告分の納期限は、**平成29年3月31日（金）**です。振替納税をご利用の方は、平成29年4月25日（火）が振替日です。
- 平成28年分から簡易課税制度における金融業、保険業及び不動産業の「みなし仕入率」が変わりました。詳しくは、12ページをご覧ください。

### 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

平成28年分以降の消費税及び地方消費税の確定申告書には、

#### マイナンバー（12桁）の記載

申告書にはマイナンバー（個人番号）を記載する欄を設けており、申告者ご本人のマイナンバーの記載が**必要**です。

+

#### 本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。

が必要になります。

【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード  
例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンから e-Tax で送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」  
(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>) をご覧ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

この手引きの概要を紹介します。  
はじめにお読みください。

## 手引きの構成

1 基礎知識	3 ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
2 確定申告の準備	5 ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	6 ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
4 消費税の税額計算	9 ページ	設例を参考に、消費税額及び地方消費税額の計算方法を説明します。
5 地方消費税の税額計算	17 ページ	
6 その他の項目	19 ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
7 申告と納付	22 ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
8 所得税の決算額調整	23 ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
9 下書き用申告書等	24 ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○事業区分の判定 フローチャート	27 ページ	事業区分の判定の目安となるフローチャートを掲載しています。
○振替納税の新規（変更） 申込み	28 ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

### 申告書記入についての注意事項

OCR 入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。

記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・ 黒いインクのボールペンを使用してください。
- ・ 記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、丁寧に記入してください。



### 国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターにお電話ください。

国税庁では、納税者の方からの国税に関する一般的なご相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお受けします。

(注)・ガイダンスの途中でも選択できます。

- ・「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」(\*など)を押してから選択してください。

国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー（よくある税の質問）や消費税の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください(国税庁ホームページアドレスは、[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))。

## 確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する個人事業者の方は、平成28年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、1枚の申告書でまとめて行います。

- ① 基準期間(平成26年分)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図1を参照)
- ② 基準期間(平成26年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①、②に該当しない場合で、特定期間(平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者(下の図2を参照)  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



- 注意**
- 上記①～③のいずれかに該当する場合は、平成28年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成28年分の確定申告が必要となります。
  - 簡易課税制度は、基準期間(平成26年分)の課税売上高が5,000万円以下で、平成27年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している個人事業者の方に適用されます。

## 消費税・地方消費税の納付税額

### 簡易課税制度を適用した場合の、消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上高に係る消費税額} - \left( \text{課税期間中の課税売上高に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right) = \text{消費税の納付税額}$$

### 一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上高に係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額} = \text{消費税の納付税額}$$

### 地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} = \text{地方消費税の納付税額}$$

## 消費税及び地方消費税と所得税の違い

### 消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上高や課税仕入れの金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。さらに、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

### 所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

### 用語解説

#### 基準期間

課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

#### 課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年(1月1日から12月31日)をいいます。

#### 課税売上高

消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)と、輸出取引などの免税売上金額の合計額です。

返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)を控除した残額をいいます。ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、平成26年が免税事業者の場合、その売上げ(非課税売上高等を除く)が、そのまま平成26年分の課税売上高となります(税抜処理は行いません)。

#### 課税売上高

「課税売上高とは?」(4ページ)を参照してください。

### 消費税の納付税額の計算

簡易課税制度では、課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、課税売上高に係る消費税額から控除する消費税額を計算します。

したがって、実際の課税仕入れに係る消費税額を計算する必要はありません。

### 基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 課税売上げとは？

次の4つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

### 注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

### ■ 事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%（所得税では70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

### ■ 不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

### ■ 譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額となります。

ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

## 非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

### 課税対象となじまないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

### 社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付け

## 免税される輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
- ④ 輸出品物販売場において行った免税対象物品の譲渡

27ページに課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

## 提出する書類

簡易課税制度を選択している場合、消費税及び地方消費税の確定申告には、以下の書類を必ず提出してください。

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）
- 控除対象仕入税額の計算表〔付表5〕

※ 旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合は、付表5に替えて付表4と付表5-(2)を提出する必要があります。

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》

■ マイナンバーカード（個人番号カード）

※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》

① 番号確認書類 及び ② 身元確認書類

①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通知カード</li> <li>■ 住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります） などのうち、いずれか一つ</li> </ul>
+		
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運転免許証</li> <li>■ パスポート</li> <li>■ 公的医療保険の被保険者証</li> <li>■ 身体障害者手帳</li> <li>■ 在留カード などのうち、いずれか一つ</li> </ul>

## 税額計算に便利な書類

『1. 基礎知識』でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。そこで、所得税の青色申告決算書や収支内訳書等の決算額を基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。

次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利です。ご利用ください。

- 課税売上高計算表…〔表イ〕
- 課税取引金額計算表（事業所得用、不動産所得用、農業所得用）

※ この手引きでは〔表イ〕を使用して、税額の計算方法を説明しています。

## 参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。

あらかじめ準備しておくとう便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額 の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡 （取得）金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は 通知書

### Q. 提出する書類はどこで入手できますか？

A. 2通りの入手方法があります。

#### ● インターネットで

国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

#### ● 税務署で

税務署の窓口を用意しています。所轄の税務署でお尋ねください。

税額計算に使用する付表も、同様に入手できます。

この手引きの24～26ページに、確定申告書、付表5及び計算表（表イ）の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

基本的な計算方法から、申告・納付の方法まで、順番に確認します。

## 消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、申告書①欄から⑩欄までと、付表5を記入します。

→詳細は9～16ページ

step.1 課税売上高の合計を計算する  
(課税売上高計算表〔表イ〕)

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高} \\ \text{ならないもの} \quad \text{(税込み)}$$

step.2 課税標準額を計算する(申告書①)

$$\text{課税売上高} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額} \\ \text{(税込み)}$$

step.3 消費税額を計算する(申告書②)

課税標準額に税率を掛けて、消費税額を計算します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する(申告書③)

※ 該当する場合に計算します。

step.5 返還等対価に係る税額を計算する(申告書⑤)

※ 該当する場合に計算します。

step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する(付表5①～④)

$$\text{消費税額} + \text{貸倒回収に} - \text{返還等対価に} = \text{基礎となる} \\ \text{係る消費税額} \quad \text{係る税額} \quad \text{消費税額}$$

■ 営む事業が1種類の場合

step.7 控除対象仕入税額を計算する  
(付表5⑤・申告書④)

$$\text{基礎となる} \times \text{営む事業の} = \text{④控除対象仕入税額} \\ \text{消費税額} \quad \text{みなし仕入率}$$

■ 営む事業が2種類以上の場合

step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高(税抜き)を計算する(付表5⑥～⑫)

$$\text{事業区分ごとの} \times \frac{100}{108} = \text{事業区分ごとの} \\ \text{課税売上高(税込み)} \quad \text{課税売上高(税抜き)}$$

step.9 事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算する(付表5⑦～⑫)

$$\text{事業区分ごとの} \div \text{課税売上高の} \times 100 = \text{事業区分ごとの} \\ \text{課税売上高(税抜き)} \quad \text{合計額(税抜き)} \quad \text{売上割合}$$

step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する(付表5⑬～⑰)

$$\text{事業区分ごとの} \times \frac{6.3}{108} = \text{事業区分ごとの} \\ \text{課税売上高(税込み)} \quad \text{消費税額}$$

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。

課税標準額の計算には、課税売上高計算表〔表イ〕を使用します。

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額の計算表〔付表5〕を使用します。

Q. 事業区分と、区分ごとのみなし仕入率を教えてください。

A. 以下のとおりです。

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第1種	90%
小売業	第2種	80%
製造業等	第3種	70%
その他の事業	第4種	60%
サービス業等	第5種	50%
不動産業	第6種	40%

詳しくは、12ページをご覧ください。

## step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する（付表5⑳～㉔）

<原則>（付表5㉔）

$$\begin{array}{cccccccc} & \text{第1種事業の} & \text{第2種事業の} & \text{第3種事業の} & \text{第4種事業の} & \text{第5種事業の} & \text{第6種事業の} & \\ & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \text{消費税額} & \\ \text{基礎となる} & \times 90\% & + & \times 80\% & + & \times 70\% & + & \times 60\% & + & \times 50\% & + & \times 40\% & = & \text{控除対象} \\ \text{消費税額} & & & & & & & & & & & & & & \text{仕入税額} \\ & & & & & & & & & & & & & & \\ & & & & & & & & & & & & & & \text{事業区分別の消費税額の合計額} \end{array}$$

<特例1> 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合（付表5㉑）

<特例2> 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の75%以上を占める場合（付表5㉒～㉔）

○事業の種類ごとに区分していない場合

区分していない事業の課税売上高については、その区分していない事業のうち最も低いみなし仕入率で、控除対象仕入税額を計算します。

⇒具体的な計算方法は13ページをご覧ください。

## step.12 控除対象仕入税額を決定する（付表5㉕・申告書④）

## step.13 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

※貸倒れが生じた場合に計算します。

## step.14 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額の合計額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥の合計額）を計算します。

## step.15 差引税額又は控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る消費税額} - \text{⑦控除税額小計} = \begin{array}{l} \text{⑨差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑧控除不足還付税額} \end{array}$$

※申告書②消費税額+③貸倒回収に係る消費税額-⑦控除税額小計の計算結果がマイナス（負の値）となる場合には、申告書⑧控除不足還付税額を記入します。

## step.16 中間納付税額がある場合に記入する（申告書⑩）

## step.17 納付税額を計算する（申告書⑪）

又は

## step.18 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

## step.19 平成28年分の課税売上高と、基準期間（平成26年分）の課税売上高を記入する（申告書⑮⑯）

### 貸倒れが生じた場合

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

### Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 簡易課税制度の場合は、中間申告に係る税額が、確定申告での税額を上回った場合などです。

# 地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、申告書⑰欄から⑳欄までを記入します。

⇒詳細は17ページ

## step.20 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑮又は申告書⑰） 申告書⑨差引税額又は申告書⑧控除不足還付税額を転記します。

## step.21 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書⑱）

$$\begin{array}{l} \text{⑩差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{⑰控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{17}{63} = \begin{array}{l} \text{⑳納税額} \\ \text{又は} \\ \text{㉑還付額} \end{array}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等



step.22 中間納付譲渡割額がある場合に記入する（申告書⑳）

step.23 納付譲渡割額を計算する（申告書㉑）

又は

step.24 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉒）

step.25 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（申告書㉓）

$$\left( \text{①納付税額} + \text{②納付譲渡割額} \right) - \left( \text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑬還付額} + \text{⑭中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉓消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

## その他の項目を記入する

→詳細は 19～20 ページ



納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入する

※ 平成 28 年分の申告から、マイナンバー（個人番号）の記入が必要です。

## 申告と納付

申告書の提出と、納付を行います。

→詳細は 22 ページ



申告書を提出する

確定申告書の提出方法は 3 通りあります。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。
2. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する。
3. e-Tax で申告する。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は 4 通りあります。

1. 振替納税を利用する。
2. 現金に納付書を添えて納付する。
3. e-Tax で納付する。
4. クレジットカードで納付する。

### 振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みは 28 ページ「振替納税の新規（変更）申込み」をご利用ください。

### （参考）平成 29 年分の中間申告・納付について

平成 28 年分の確定消費税額（申告書⑨欄の差引税額）が 48 万円を超えた方は、次の区分に応じて平成 29 年分の中間申告・納付が必要となります。

・「48 万円を超え 400 万円以下の方（年 1 回の中間申告・納付）」

平成 28 年分の確定消費税額の 6/12 の消費税額とその 17/63 の地方消費税額を平成 29 年 8 月 31 日（木）までに申告・納付してください。

・「400 万円を超え 4,800 万円以下の方（年 3 回の中間申告・納付）」及び「4,800 万円超の方（年 11 回の中間申告・納付）」

申告・納付期限等につきましては、所轄の税務署にお尋ねください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額の 17/63 の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

#### 任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が 48 万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する 6 月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。平成 29 年分の 6 月中間申告対象期間の末日は平成 29 年 6 月 30 日（金）ですので、平成 29 年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに当該届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の 6/12 の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

## 設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 平成 28 年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外はありません。
- 基準期間である平成 26 年分の課税売上高は、14,951,456 円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（23 ページ参照）で行っています。
- 平成 28 年分の所得税の決算額と特記事項は以下のとおりです。
  - ・ 損益計算書の売上（収入）金額は、18,276,000 円です。  
この売上金額には、課税取引にならないビール券の売上高 350,000 円が含まれています。
  - ・ 平成 28 年 10 月に配達用の車両を、280,000 円で売却しました。
  - ・ 売上げに係る返品、値引きなどの金額がありますが、それらの金額は売上金額から直接減額する方法で経理処理しています。
- 平成 27 年中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しています。

## step.1 課税売上高の合計を計算する

課税期間（平成28年1月1日～12月31日）における、課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。計算には、課税売上高計算表〔表イ〕（24ページ）を使用します。

## step.1-1

平成 28 年分の青色申告決算書等から、事業所得（営業等）に係る売上（収入）金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表イ ①～③欄を使用します。

## step.1-2

step.1-1 と同様に、事業所得（農業）に係る収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表イ ④～⑥欄を使用します。

## step.1-3

step.1-1 と同様に、不動産所得についての収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表イ ⑦～⑨欄を使用します。

## step.1-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表イ ⑩～⑫欄を使用します。

## step.1-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額及び、それに含まれる課税売上げにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→表イ ⑬～⑮欄を使用します。

## step.1-6

step.1-1 から 1-5 で計算した、差引課税売上高の合計額を計算します。

→表イ ⑯欄を使用します。

## 設例 甲野商店の場合：step.1-1

ビール券の売上げは非課税取引ですので、課税売上げになりません。

差引課税売上高は、

$$\begin{array}{l} \text{売上金額} \quad 18,276,000 \text{ 円} - \text{の売上高} \quad 350,000 \text{ 円} \\ = 17,926,000 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

## 設例 甲野商店の場合：step.1-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。

差引課税売上高は、

$$\begin{array}{l} \text{譲渡所得} \\ \text{の収入} \quad 280,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 280,000 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

## 設例 甲野商店の場合：step.1-6

課税売上高の合計額は、

$$\begin{array}{l} \text{事業所得} \\ \text{の収入} \quad 17,926,000 \text{ 円} + \text{の収入} \quad 280,000 \text{ 円} \\ = 18,206,000 \text{ 円} \end{array}$$

と求められます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## step.2 課税標準額を計算する（申告書①）

### step.2-1

課税売上高の合計（表イ⑯欄）に 100/108 を掛けます。

$$\text{課税売上高 (税込み)} \times \frac{100}{108} = \text{①課税標準額}$$

→表イ⑰欄を使用します。

### 設例 甲野商店の場合：step.2-1

表イ⑰欄は、

$$\text{課税売上高 } 18,206,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 16,857,407 \text{ 円}$$

と求められます。

### step.2-2

step.2-1 の計算結果（表イ⑰欄）の 1,000 円未満の端数を切り捨てた金額が、課税標準額です。この金額を申告書①欄に転記します。

### 設例 甲野商店の場合：step.2-2

16,857,407 円の 1,000 円未満の端数を切り捨て、課税標準額は 16,857,000 円となります。

※ 税抜経理方式によっている場合は、課税売上高の合計額に、課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算し、100/108 を掛けて、課税標準額を計算します。

### 設例 甲野商店の場合：表イ

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

〔表イ〕

(平成 28 年分)

### 課 税 売 上 高 計 算 表

項 目		金 額
事業所得に係る課税売上高	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	① 18,276,000 円
	①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	② 350,000
	差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③ 17,926,000
農業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④ —
	④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤ —
	差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥ —
不動産所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦ —
	⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧ —
	差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨ —
所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額	⑩ —
	⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪ —
	差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫ —
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬ 280,000
	⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭ 0
	差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮ 280,000
課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）		⑯ 18,206,000
課税標準額の計算	（⑯欄の金額） $18,206,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108}$	⑰ 16,857,407
	税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。 ⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000円未満の端数切捨て）。 （注）一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」②欄に記入します。	

### step.3 消費税額を計算する（申告書②）

申告書①課税標準額（1,000円未満切捨て）に、消費税（国税）の税率6.3%を掛けて、消費税額を計算します。この計算結果を申告書②欄に記入します。

$$\text{①課税標準額} \times 6.3\% = \text{②消費税額}$$

※ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、19ページDを参照してください。

#### 設例 甲野商店の場合

消費税額は、

$$\text{課税標準額 } 16,857,000 \text{円} \times 6.3\% = 1,061,991 \text{円}$$

と求められます。

### step.4 貸倒回収に係る消費税額を計算する（申告書③）

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、平成28年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を申告書③欄に記入します。

$$\text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.3}{108} \text{※} = \text{③貸倒回収に係る消費税額}$$

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなり、その売掛金等を回収した場合は4/105となります。

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収については、計算の必要はありません。

### step.5 返還等対価に係る税額を計算する（申告書⑤）

課税売上げに対して、返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は、その返品、値引き等に係る消費税額を計算します。この計算結果を申告書⑤欄に記入します。

$$\text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.3}{108} \text{※} = \text{⑤返還等対価に係る税額}$$

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに対して返品を受け、又は値引き、割戻しをした場合は4/105となります。

※ 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る返品、値引き等については、計算の必要はありません。

### step.6 控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算する

控除対象仕入税額の計算には、控除対象仕入税額の計算表〔付表5〕（25ページ）を使用します。

#### step.6-1

申告書②、③、⑤欄の計算結果を転記します。

→付表5①～③欄にそれぞれ記入します。

#### step.6-2

付表5④欄で、次のとおり控除対象仕入税額の基礎となる消費税額を計算します。

$$\text{①消費税額} + \text{②貸倒回収に係る消費税額} - \text{③返還等対価に係る税額} = \text{④基礎となる消費税額}$$

→付表5①～④欄を使用します。

#### 設例 甲野商店の場合：step.6-2

控除対象仕入税額の基礎となる消費税額は、

$$\text{消費税額 } 1,061,991 \text{円} + 0 \text{円} - 0 \text{円} = 1,061,991 \text{円}$$

と求められます。

**注意** 簡易課税制度は、第1種事業から第6種事業の各事業の課税売上げに係る消費税額に、みなし仕入率を掛けて、控除する税額を計算する方法です。事業区分は、原則として取引ごとに判定します。

また、返品や値引き、割戻しをした金額がある場合には、事業区分ごとの課税売上高の計算上、これらの金額を差し引いた後の金額が、事業区分ごとの課税売上高になります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

**Q. 事業区分について教えてください。**

**A. 以下のように区分します。また、事業区分の判定の目安となるフローチャートを27ページに掲載しています。**

事業の内容	事業区分	みなし仕入率
卸売業 購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	第1種	90%
小売業 購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第3種事業になります。	第2種	80%
製造業等 農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気・ガス・熱供給・水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第4種事業になります。	第3種	70%
その他の事業 第1種事業から第3種事業、第5種事業、第6種事業のいずれにも該当しない事業をいいます。例えば、飲食サービス業などが該当します。 また、事業者が業務用固定資産を売却する場合も第4種事業に該当します。	第4種	60%
サービス業等 金融業、保険業、運輸業、情報通信業、サービス業（飲食サービス業に該当する事業を除く）をいいます。	第5種	50%
不動産業 不動産業（第1種事業から第3種事業及び第5種事業に該当する事業を除く）をいいます。	第6種	40%

**金融業及び保険業並びに不動産業のみなし仕入率について**

簡易課税制度のみなし仕入率が次のとおり改正されています。

○ 金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率 60% → **50%**）

○ 不動産業が第五種事業から新たに設けられた第六種事業へ（みなし仕入率 50% → **40%**）

この改正は、原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

したがって、**個人事業者については、原則として、今回申告していただく平成28年分**から改正後のみなし仕入率が適用されます。

なお、平成27年分から簡易課税制度を選択した個人事業者が、当該選択に係る「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成26年9月30日までに提出している場合には、経過措置により、改正前のみなし仕入率が適用されます。

詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）（平成27年4月改訂）」をご覧ください。

**営む事業が1種類の場合**

**step.7 控除対象仕入税額を計算する**

step.6-2の基礎となる消費税額に、営む事業のみなし仕入率を掛けて、控除対象仕入税額を計算します。この計算結果を**申告書④欄**に記入します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \text{該当する事業のみなし仕入率} = \text{④控除対象仕入税額}$$

→付表5⑤欄を使用します。

**設例 甲野商店の場合：step.7**

物品販売業は第2種事業に、配達用車両の売却による譲渡収入は第4種事業に区分されますので、甲野商店は2種類の事業を営むことになります。

**営む事業が2種類以上の場合**

**step.8 事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税抜き）を計算する**

**step.8-1**

事業区分ごとに、それぞれの課税売上高（税込み）に100/108を掛けて、税抜きの課税売上高を計算します。

$$\text{事業区分ごとの課税売上高（税込み）} \times \frac{100}{108} = \text{事業区分ごとの課税売上高（税抜き）}$$

→付表5⑦～⑩欄を使用します。

**設例 甲野商店の場合：step.8**

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）は、次のように求められます。

第2種事業（物品販売業）  
 $17,926,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 16,598,148 \text{円}$

第4種事業（譲渡収入）  
 $280,000 \text{円} \times \frac{100}{108} = 259,259 \text{円}$

事業区分別の合計額は、

$$16,598,148 \text{円} + 259,259 \text{円} = 16,857,407 \text{円}$$

と求められます。

**step.8-2**

step.8-1の計算結果を合計します。

→付表5⑥欄を使用します。

**step.9 事業区分ごとに、その事業が占める売上割合を計算する**

step.8-1の計算結果を基に、事業区分ごとの売上割合を計算します。

$$\text{事業区分ごとの課税売上高（税抜き）} \div \text{課税売上高の合計額（税抜き）} \times 100 = \text{事業区分ごとの売上割合}$$

→付表5⑦～⑩欄の売上割合の欄を記入します。

**設例 甲野商店の場合：step.9**

事業区分ごとの売上割合は、次のように求められます。

第2種事業（物品販売業）  
 $16,598,148 \text{円} \div 16,857,407 \text{円} \times 100 \div 98.4\%$

第4種事業（譲渡収入）  
 $259,259 \text{円} \div 16,857,407 \text{円} \times 100 \div 1.5\%$

## step.10 事業区分ごとに、それぞれの消費税額を計算する

### step.10-1

事業区分ごとの消費税額を計算します。

$$\text{事業区分ごとの課税売上高(税込み)} \times \frac{6.3}{108} = \text{事業区分ごとの消費税額}$$

→付表5 ⑭～⑰欄を使用します。

### step.10-2

step.10-1の計算結果を合計します。

→付表5 ⑱欄を使用します。

### 設例 甲野商店の場合：step.10

事業区分ごとの消費税額は、次のように求められます。

第2種事業（物品販売業）

$$17,926,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 1,045,683 \text{ 円}$$

第4種事業（譲渡収入）

$$280,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 16,333 \text{ 円}$$

事業区分ごとの消費税額の合計額は、

$$1,045,683 \text{ 円} + 16,333 \text{ 円} = 1,062,016 \text{ 円}$$

と求められます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## step.11 控除対象仕入税額を計算する方法を選択する

2種類以上の事業を営む場合は、以下に示す **A** から **D** のいずれかの方法で、控除対象仕入税額を計算します。なお、**A** から **C** の計算方法のうち、複数の計算方法を用いることができる方は、いずれかの計算方法を選択できます。

注意

次の場合は、この手引きの記載方法とは異なる記載が必要となります。記載方法など、詳細は所轄の税務署にご相談ください。

- 『貸倒回収に係る消費税額』がある場合
- 『売上対価の返還等に係る消費税額』があり、各事業ごとの売上対価の返還等に係る消費税額が、その事業の消費税額を上回る場合

### A 原則

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + \text{第2種事業の消費税額} \times 80\% + \text{第3種事業の消費税額} \times 70\% + \text{第4種事業の消費税額} \times 60\% + \text{第5種事業の消費税額} \times 50\% + \text{第6種事業の消費税額} \times 40\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

→付表5 ㉑欄を使用します。

- B 特例1** 1種類の事業の課税売上高が、全体の75%以上を占める場合  
2種類以上の事業を営む事業者で、ある1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上を占める場合、その事業のみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{75\% \text{以上を占める事業のみなし仕入率}}{1} = \text{控除対象仕入税額}$$

→付表5 ㉑欄を使用します。

- C 特例2** 2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の75%以上を占める場合

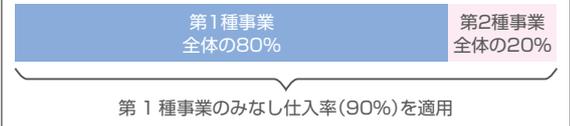
3種類以上の事業を営む事業者で、そのうちの2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上を占める場合、その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業の課税売上高には、その事業のみなし仕入率を用います。それ以外の事業には、全体の75%以上を占める2種類の事業のうち、みなし仕入率の低い方の事業のみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します。

→付表5 ㉒～㉔欄のうち、該当する欄を使用します。

- D 事業の種類ごとに売上げを区分していない場合**

2種類以上の事業を営む事業者で、事業ごとに売上げを区分していない場合、区分していない課税売上高については、その区分していない事業のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します。例えば、3種類の事業を営む事業者が、売上げをまったく区分していない場合は、行っている事業のみなし仕入率のうち、最も低いみなし仕入率を用いて控除対象仕入税額を計算します（例1）。また、区分している事業としていない事業が混在する場合は、区分している事業についてはその事業のみなし仕入率を、区分していない事業については、それらの事業のみなし仕入率のうち最も低いみなし仕入率を用いて、控除対象仕入税額を計算します（例2）。

例 第1種事業の課税売上高が全体の80%を占める場合



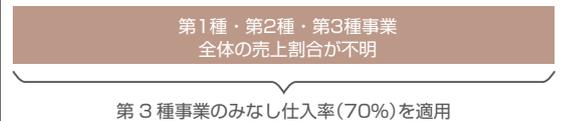
例 第1種・第2種事業の課税売上高の合計が全体の80%を占める場合



この場合、控除対象仕入税額の計算式は、次のようになります。

$$\text{基礎となる消費税額} \times \frac{\text{第1種事業の消費税額} \times 90\% + (\text{各事業の消費税額の合計} - \text{第1種事業の消費税額}) \times 80\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額}} = \text{控除対象仕入税額}$$

例1 第1種・第2種・第3種のいずれも区分していない場合



例2 第1種事業は区分しているが、第2種・第3種事業は区分していない場合



## step.12 控除対象仕入税額を決定する（申告書④）

控除対象仕入税額を決定し、付表5 ①7欄に記入します。この税額を申告書④欄に転記します。

### 設例 甲野商店の場合：step.11, 12

甲野商店では、**㊦**と**㊨**の方法を用いることができます。

そこで、両方の方法で控除対象仕入税額を計算し、控除額が大きい**㊨**の計算方法を選択しています。

#### ㊦ 原則

$$\text{基礎となる消費税額 } 1,061,991 \text{ 円} \times \frac{\text{第2種事業消費税額 } 1,045,683 \text{ 円} \times \text{第2種事業みなし仕入率 } 80\% + \text{第4種事業消費税額 } 16,333 \text{ 円} \times \text{第4種事業みなし仕入率 } 60\%}{\text{事業区分別の消費税額の合計額 } 1,062,016 \text{ 円}} = 846,325 \text{ 円}$$

#### ㊨ 特例1

$$\text{基礎となる消費税額 } 1,061,991 \text{ 円} \times \text{第2種事業みなし仕入率 } 80\% = 849,592 \text{ 円}$$

### 設例 甲野商店の場合：付表5

甲野商店の控除対象仕入税額の計算表は、以下のとおりです。

付表5 控除対象仕入税額の計算表		簡易		
課税期間		28.1.1 ~ 28.12.31	氏名又は名称	甲野 太郎
項	目	金額		
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）	①	1,061,991 円		
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）	②			
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）	③			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）	④	1,061,991 円		
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）	⑤	※申告書④欄へ		
課税売上高に係る消費税額の計算	区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）	左の課税売上高に係る消費税額	
	事業区分別の合計額	⑥ 16,857,407 円	⑬ 売上割合 1,062,016 円	
	第一種事業（卸売業）	⑦ ※申告書「事業区分」欄へ	⑭ %	
	第二種事業（小売業）	⑧ ※ " 16,598,148	⑮ 98.4	
	第三種事業（製造業等）	⑨ ※ "	⑯	
	第四種事業（その他）	⑩ ※ " 259,259	⑰ 1.5	
	第五種事業（サービス業等）	⑪ ※ "	⑱	
第六種事業（不動産業）	⑫ ※ "	⑲		
控除対象仕入税額の計算式区分		算 出 額		
原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率〔(⑬×90%+⑭×80%+⑮×70%+⑯×60%+⑰×50%+⑱×40%) / ⑬〕		⑳	846,325 円	
特例計算を適用する場合	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥・⑫/⑥) ≥ 75%	㉑	849,592 円	
	④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）	㉒		
	(⑦+⑧) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑬×90% + (⑬-⑭) × 80%) / ⑬]	㉓	
	(⑦+⑨) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑬×90% + (⑬-⑭) × 70%) / ⑬]	㉔	
	(⑦+⑩) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑬×90% + (⑬-⑭) × 60%) / ⑬]	㉕	
	(⑦+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑬×90% + (⑬-⑭) × 50%) / ⑬]	㉖	
	(⑦+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑬×90% + (⑬-⑭) × 40%) / ⑬]	㉗	
	(⑧+⑨) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑮×80% + (⑮-⑯) × 70%) / ⑮]	㉘	
	(⑧+⑩) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑮×80% + (⑮-⑯) × 60%) / ⑮]	㉙	
	(⑧+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑮×80% + (⑮-⑯) × 50%) / ⑮]	㉚	
	(⑧+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑮×80% + (⑮-⑯) × 40%) / ⑮]	㉛	
	(⑨+⑩) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑯×70% + (⑯-⑰) × 60%) / ⑯]	㉜	
	(⑨+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑯×70% + (⑯-⑰) × 50%) / ⑯]	㉝	
	(⑨+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑯×70% + (⑯-⑰) × 40%) / ⑯]	㉞	
	(⑩+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑰×60% + (⑰-⑱) × 50%) / ⑰]	㉟	
	(⑩+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑰×60% + (⑰-⑱) × 40%) / ⑰]	㊱	
(⑪+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④ × [(⑱×50% + (⑱-⑲) × 40%) / ⑱]	㊲		
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による㉑~㊱の内から選択した金額)		㊳	※申告書④欄へ 849,592 円	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 課税売上高につき返還を受け又は値引き・割引をした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

付表5の計算は、これで終了です。

### step.13 貸倒れに係る税額を計算する（申告書⑥）

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算し、計算結果を申告書⑥欄に記入します。

$$\text{貸倒れに係る金額} \times \frac{6.3}{108} ※ = \text{⑥貸倒れに係る税額}$$

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

※ 旧税率（4%）が適用された課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は 4/105 となります。

注意

1. 課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れについては、計算の必要はありません。
2. 免税事業者であったときに行った課税売上げに係る売掛金等の貸倒れについては、計算の必要はありません。
3. 消費税における貸倒れの範囲は、所得税における取扱いと同じです。

### step.14 控除税額小計を計算する（申告書⑦）

控除対象仕入税額、返還等対価に係る税額、貸倒れに係る税額（申告書④、申告書⑤、申告書⑥）を合計し、計算結果を申告書⑦欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

#### 設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、  
849,592 円 + 0 円 + 0 円  
= 849,592 円  
と求められます。

### step.15 差引税額 又は 控除不足還付税額を計算する（申告書⑨又は申告書⑧）

課税売上げに係る消費税額（申告書②消費税額と③貸倒回収に係る消費税額の合計）が、課税仕入れに係る消費税額（申告書⑦控除税額小計）を上回る場合、納税する必要があります（納税申告）。

差引税額を計算し、100 円未満を切り捨て、申告書⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③貸倒回収に係る税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額}$$

#### 設例 甲野商店の場合

差引税額は、  
1,061,991 円 + 0 円 - 849,592 円  
= 212,399 円 → 212,300 円  
と求められます。

※ 貸倒れ等により、課税仕入れに係る消費税額（申告書⑦控除税額小計）が、課税売上げに係る消費税額（申告書②消費税額と③貸倒回収に係る消費税額の合計）を上回る場合のみ申告書⑧控除不足還付税額の欄を記入します。

※ 差引税額が 48 万円超の場合は、平成 29 年分の中間申告・納付が必要となります。8 ページを参照してください。

### step.16 中間納付税額を記入する（平成 28 年分の中間申告を行った方）（申告書⑩）

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 28 年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3 月ごと（年 3 回）又は 1 月ごと（年 11 回）の中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3 回分又は 11 回分）の消費税額を合計して申告書⑩欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

### step.17 納付税額を計算する（申告書⑪）

申告書⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書⑪欄に記入します。

計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書⑪欄は空欄のまま、step.18 に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑪納付税額}$$

#### 設例 甲野商店の場合

納付税額は、  
差引税額 (100 円未満切捨て) 212,300 円 - 0 円 = 212,300 円  
と求められます。

### step.18 中間納付還付税額を計算する（申告書⑫）

申告書⑩中間納付税額が、⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## step.19 平成 28 年分の課税売上高と、基準期間（平成 26 年分）の課税売上高を記入する（申告書⑮⑯）

step.2-1（表イ⑰欄）の金額を申告書⑮欄に転記します。なお、輸出等の免税売上げがある場合には、免税売上高を加算し、申告書⑮欄に記載がある場合には、売上げに係る返品、値引き、割り戻しの金額に 100/108 を掛けた金額を差し引いて記載します。平成 28 年分の基準期間は、平成 26 年分です。平成 26 年分の課税売上高を、申告書⑯欄に記入します。

### 設例 甲野商店の場合：申告書（消費税の税額計算）

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、右のとおりです。以下に、これまでの計算結果を復習します。

申告書①欄（9・10ページ）

$$\underline{18,206,000} \text{ 円} \times \frac{100}{108} = \underline{16,857,407} \text{ 円} \rightarrow \underline{16,857,000} \text{ 円}$$

(1,000円未満切捨て)

申告書②欄（11ページ）

$$\underline{16,857,000} \text{ 円} \times 6.3\% = \underline{1,061,991} \text{ 円}$$

申告書④欄（11～14ページ）

$$\underline{1,061,991} \text{ 円} \times 80\% = \underline{849,592} \text{ 円}$$

申告書⑦欄（15ページ）

$$\underline{849,592} \text{ 円} + \underline{0} \text{ 円} + \underline{0} \text{ 円} = \underline{849,592} \text{ 円}$$

申告書⑨欄（15ページ）

$$\underline{1,061,991} \text{ 円} + \underline{0} \text{ 円} - \underline{849,592} \text{ 円} = \underline{212,399} \text{ 円}$$

→  $\underline{212,300} \text{ 円}$  (100円未満切捨て)

申告書⑪欄（15ページ）

$$\underline{212,300} \text{ 円} - \underline{0} \text{ 円} = \underline{212,300} \text{ 円}$$

申告書⑮欄（10・16ページ）

表イ⑰欄から転記します。

申告書⑯欄（16ページ）

平成 26 年分の課税売上高（税抜き）を記入します。  
甲野商店の場合は  $\underline{14,951,456}$  円です。

		この申告書による消費税の税額の計算																						
		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円								
課税標準額	①											1	6	8	5	7	0	0	0	03				
消費税額	②												1	0	6	1	9	9	1	06				
貸倒回収に係る消費税額	③																			07				
控除対象仕入税額	④															8	4	9	5	9	2	08		
返還等対価に係る税額	⑤																					09		
貸倒れに係る税額	⑥																					10		
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦															8	4	9	5	9	2			
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧																					13		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨															2	1	2	3	0	0	15		
中間納付税額	⑩																			0	0	16		
納付税額 (⑨-⑩)	⑪															2	1	2	3	0	0	17		
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫																			0	0	18		
この申告書 が修正申告 である場合	既 確定 税額 ⑬																					19		
	差引納付税額 ⑭																			0	0	20		
この課税期間の課税売上高	⑮															1	6	8	5	7	4	0	7	21
基準期間の課税売上高	⑯															1	4	9	5	1	4	5	6	

**step.20 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する（申告書⑩又は申告書⑰）**

申告書⑨差引税額を申告書⑩欄に転記します。

※ 申告書⑧欄に記入がある場合は、申告書⑧控除不足還付税額を申告書⑰欄に転記します。

**step.21 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する（申告書⑳又は申告書⑲）**

この確定申告が納税申告となる場合は、申告書⑩差引税額の 17/63 を計算します。計算結果の 100 円未満を切り捨て、申告書⑳欄に記入します。

$$\text{⑩差引税額} \times \frac{17}{63} = \text{⑳納税額}$$

※ 申告書⑰欄に記入がある場合は、申告書⑰控除不足還付税額の 17/63 を計算し、計算結果を申告書⑲欄に記入します。

**設例 甲野商店の場合**

納税額は、

$$212,300 \text{ 円} \times \frac{17}{63} = 57,287 \text{ 円}$$

$$\rightarrow 57,200 \text{ 円}$$

(100 円未満切捨て)

と求められます。

**step.22 中間納付譲渡割額（平成 28 年分の中間申告を行った方）（申告書㉑）**

中間申告を行った方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、平成 28 年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書㉑欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3 月ごと（年 3 回）又は 1 月ごと（年 11 回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3 回分又は 11 回分）までの地方消費税額を合計して申告書㉑欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

**step.23 納付譲渡割額を計算する（申告書㉒）**

申告書㉑納税額が、㉑中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉒欄に記入します。

差額がマイナス（負の値）となる場合は、申告書㉒欄は空欄のまま、step.24 に進んでください。

$$\text{⑳納税額} - \text{㉑中間納付譲渡割額} = \text{㉒納付譲渡割額}$$

**設例 甲野商店の場合**

納付譲渡割額は、

$$57,200 \text{ 円} - 0 \text{ 円} = 57,200 \text{ 円}$$

と求められます。

**step.24 中間納付還付譲渡割額を計算する（申告書㉓）**

申告書㉑中間納付譲渡割額が、㉑納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書㉓欄に記入します。

$$\text{㉑中間納付譲渡割額} - \text{㉑納税額} = \text{㉓中間納付還付譲渡割額}$$

**step.25 消費税及び地方消費税の合計税額を計算する（納付又は還付）（申告書㉔）**

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、計算結果を申告書㉔欄に記入します。

なお、計算結果がマイナス（負の値）の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号（-）を記入してください。

$$\left( \text{①納付税額} + \text{②納付譲渡割額} \right) - \left( \text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑰還付額} + \text{㉓中間納付還付譲渡割額} \right) = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$(\text{納付税額 } 212,300 \text{ 円} + \text{納付譲渡割額 } 57,200 \text{ 円}) - (\text{控除不足還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{ 円} + \text{還付額 } 0 \text{ 円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{ 円}) = 269,500 \text{ 円}$$

と求められます。

設例 甲野商店の場合：申告書

ここまでの計算結果等を記入した申告書は、以下のとおりです。

この申告書による消費税の税額の計算																		
			十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円	
課税標準額	①								1	6	8	5	7	0	0	0	0	03
消費税額	②								1	0	6	1	9	9	1			06
貸倒回収に係る消費税額	③																	07
控除税額	控除対象仕入税額	④							8	4	9	5	9	2				08
	返還等対価に係る税額	⑤																09
	貸倒れに係る税額	⑥																10
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦							8	4	9	5	9	2				
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧																13
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨							2	1	2	3	0	0				15
	中間納付税額	⑩															0	0
	納付税額 (⑨-⑩)	⑪							2	1	2	3	0	0				17
	中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫															0	0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬																19
	差引納付税額	⑭															0	0
	この課税期間の課税売上高	⑮							1	6	8	5	7	4	0	7		21
	基準期間の課税売上高	⑯							1	4	9	5	1	4	5	6		
この申告書による地方消費税の税額の計算																		
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰																51
	差引税額	⑱							2	1	2	3	0	0				52
譲渡割額	還付額	⑲																53
	納税額	⑳							5	7	2	0	0					54
	中間納付譲渡割額	㉑															0	0
	納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒							5	7	2	0	0					56
	中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓															0	0
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	㉔																58
	差引納付譲渡割額	㉕															0	0
	消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖							2	6	9	5	0	0				60

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。

## A 提出日・提出先税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

## 提出日

申告書を提出する年月日を記入します。

## 提出先税務署名

申告書を提出する税務署名を記入します。

## 納税地・屋号

申告する事業者の現住所と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

## マイナンバー（個人番号）

税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。  
詳しくは、5ページをご参照ください。

## 氏名

申告者の氏名とフリガナを記入し、押印します。

## B 課税期間・表題

## 課税期間

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日）です。なお、税務署から送付する申告書では、課税期間はあらかじめ印字してあります。

## 記載例

自 平成 28 年 1 月 1 日  
至 平成 28 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( 確定 )申告書

## 表題

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

## C 付記事項

## 割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

## 設例 甲野商店の場合

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34

## D 参考事項

## 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

## ○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を処理した金額）を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

## ○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法（旧規則第22条第1項）。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 事業区分ごとの課税売上高（税抜き）と売上割合

### ○課税売上高（税抜き）

step.8-1（12ページ）で計算した事業区分ごとの課税売上高（税抜き）を、1,000円未満の端数を四捨五入し、転記します。  
計の欄には、step.8-2（12ページ）で計算した事業区分別の合計額を、1,000円未満の端数を四捨五入し、転記します。

### ○売上割合

step.9（12ページ）で計算した事業区分ごとの売上割合を転記します。

## 特例計算の適用

step.12（14ページ）で、の原則の計算方法により計算した金額（付表5②欄の金額）を控除対象仕入税額とした場合は「無」に○印を、、、のいずれかの方法を適用して計算した金額を控除対象仕入税額とした場合は「有」に○印をつけます。

## 設例 甲野商店の場合

参 考 事 業 区 分 項	課税標準額に対する消費 税額の計算の特例の適用		有		無	
	区分	課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第1種						35
第2種		16,598	98.4			37
第3種						38
第4種		259	1.5			39
第5種						42
第6種						43
特例計算適用(令57③)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	40

## E ①及び②の内訳

### 課税標準額

6.3%分欄に申告書①課税標準額を転記します。

### 消費税額

6.3%分欄に申告書②消費税額を転記します。

※旧税率の適用がある場合は、その分の税額を区分して記載します。

## 設例 甲野商店の場合

区分	課税標準額 千円	消費税額 円
①及び②の内訳		
3%分		
4%分		
6.3%分	16,857	1,061,991

## F ⑭又は⑮の内訳

6.3%分欄に申告書⑭欄又は⑮欄の金額を転記します。

※旧税率の適用がある場合は、その分の金額を区分して記載します。  
また、申告書⑭欄の金額を転記する場合には、マイナス表記してください。

## 設例 甲野商店の場合

区分	地方消費税の課税標準となる消費税額 円
⑭又は⑮の内訳	
4%分	
6.3%分	212,300

## G 還付を受けようとする金融機関等

還付申告となる場合（申告書⑳欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみ**の口座をご利用ください。

以下の場合は振込みできないことがあります。

- ・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合
- ・名義が旧姓のみである場合

※納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

※一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

### i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

### ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」、「口座番号」は記入しないでください。

・記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

## 記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 等	※記入不要	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要	本店・支店 出張所 本所・支所
	※記入不要	預金	口座番号	※記入不要
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	1xxx0-xxxxxxx		
	郵便局名等	※記入不要		

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

## H 税理士法に基づく書面を提出する場合

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

## 設例 甲野商店の場合

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

## I 税務署からの申告書の送付が不要な場合（消費税確定申告書用紙の右上）

翌年以降、申告書用紙の送付が不要な場合は、「翌年以降送付不要」欄に○印をつけます。

番 号		翌年以降 送付不要	<input type="checkbox"/>
整 理 番 号			

これで申告書は完成しました。次のページで、完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。



## 申告・納付の期限

平成 28 年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税の期限は、**平成 29 年 3 月 31 日 (金)** です。  
 なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は平成 29 年 3 月 15 日 (水) ですので、お間違えのないようご注意ください。

## 申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3 通りあります。  
 なお、提出が必要な書類については、5 ページを参照してください。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する  
 確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。  
 ※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出日とみなします。
2. 所轄の税務署の受付に提出する  
 ※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。  
 ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。
3. e-Tax で申告する

## 納付方法

消費税及び地方消費税の納付方法は、4 通りあります。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

1. 振替納税を利用する  
 振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。  
 振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残額をご確認ください。  
 平成 28 年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**平成 29 年 4 月 25 日 (火)** です。  
 なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。  
 ※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税 (変更) の手続きが必要です。  
 ※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続きをしている方であっても、別途振替納税の手続きが必要です。
2. 現金で納付する  
 現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関 (日本銀行歳入代理店) 又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。  
 納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。  
 ※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
3. e-Tax で納付する  
 自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。
4. クレジットカードで納付する  
 インターネットを利用して専用の Web 画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) をご覧ください。

### 振替納税をお勧めします

振替納税のお申込みは、**平成 29 年 3 月 31 日 (金)** までにこの手引きの 28 ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。)に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。  
 なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

## 納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 平成 29 年 3 月 31 日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで	年「7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
平成 29 年 6 月 1 日以降	年「14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 税務署では、納税者から国税の納付が困難である旨の申し出があった場合には、その実情に十分配慮した上で、納付の相談に応じています。このような場合には所轄の税務署にご相談ください。

## 確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告」をして正しい額に訂正する (※1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求」をして正しい額への訂正を求める (※2)。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から 5 年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

## 税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

## 税抜経理方式による経理処理の場合

税抜経理方式によっている場合には、簡易課税制度を適用したことにより生じた消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、所轄の税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧ください。

### 税込経理方式、税抜経理方式とは

**税込経理方式**とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

**税抜経理方式**とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

## 課税売上高計算表…〔表イ〕

この計算表は見本です。

## 課 税 売 上 高 計 算 表

(平成 年分)

項 目		金 額	
事業所得に係る課税売上高	営業等	損益計算書の売上（収入）金額 （課税取引金額計算表（事業所得用）の①A欄の金額）	① 円
		①のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（事業所得用）の①B欄の金額）	②
		差引課税売上高（①－②） （課税取引金額計算表（事業所得用）の①C欄の金額）	③
	農業	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（農業所得用）の④A欄の金額）	④
		④のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（農業所得用）の④B欄の金額）	⑤
		差引課税売上高（④－⑤） （課税取引金額計算表（農業所得用）の④C欄の金額）	⑥
不動産所得に係る課税売上高	損益計算書の収入金額 （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④A欄の金額）	⑦	
	⑦のうち、課税売上げにならないもの （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④B欄の金額）	⑧	
	差引課税売上高（⑦－⑧） （課税取引金額計算表（不動産所得用）の④C欄の金額）	⑨	
課税売上高所得に係る	損益計算書の収入金額	⑩	
	⑩のうち、課税売上げにならないもの	⑪	
	差引課税売上高（⑩－⑪）	⑫	
業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑬	
	⑬のうち、課税売上げにならないもの	⑭	
	差引課税売上高（⑬－⑭）	⑮	
課税売上高の合計額（③＋⑥＋⑨＋⑫＋⑮）		⑯	
課税標準額の計算	(⑯欄の金額)  円 × $\frac{100}{108}$  税抜経理方式によっている場合、⑯欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑰	(1円未満の端数切捨て)
	⑰欄の金額を申告書（一般用・簡易課税用）の「①」欄に記入します（1,000円未満の端数切捨て）。 (注) 一般課税で申告をする事業者のうち、課税売上割合が95%未満の事業者で、課税取引金額計算表のB欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記入している場合には、上記⑰欄の金額を申告書別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」の「②」欄に記入します。		

# 付表5 控除対象仕入税額の計算表（簡易課税用） この計算表は見本です。

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称				
項 目				金 額				
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）				①	円			
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）				②				
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）				③				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）				④				
1種類の事業の事業者の場合 [控除対象仕入税額] ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）				⑤	※申告書④欄へ			
2種類以上の事業を営む事業者の場合	課税売上高に係る消費税額の計算	区 分		事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額		
		事業区分別の合計額		⑥	円	売上割合	⑬	円
		第一種事業（卸売業）		⑦	※申告書「事業区分」欄へ	%	⑭	
		第二種事業（小売業）		⑧	※ "		⑮	
		第三種事業（製造業等）		⑨	※ "		⑯	
		第四種事業（その他）		⑩	※ "		⑰	
		第五種事業（サービス業等）		⑪	※ "		⑱	
		第六種事業（不動産業）		⑫	※ "		⑲	
	控除対象仕入税額の計算式区分						算 出 額	
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率 [ (⑬×90%+⑮×80%+⑯×70%+⑰×60%+⑱×50%+⑲×40%) /⑬ ]						⑳	円
	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥・⑫/⑥) ≥75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）						㉑	
	2種類以上の事業で75%以上		(⑦+⑧) / ⑥ ≥ 75%	④× [⑭×90% + (⑬-⑭) × 80%] / ⑬		㉒		
			(⑦+⑨) / ⑥ ≥ 75%	④× [⑭×90% + (⑬-⑭) × 70%] / ⑬		㉓		
(⑦+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑭×90% + (⑬-⑭) × 60%] / ⑬		㉔			
(⑦+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑭×90% + (⑬-⑭) × 50%] / ⑬		㉕			
(⑦+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑭×90% + (⑬-⑭) × 40%] / ⑬		㉖			
(⑧+⑨) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑮×80% + (⑬-⑮) × 70%] / ⑬		㉗			
(⑧+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑮×80% + (⑬-⑮) × 60%] / ⑬		㉘			
(⑧+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑮×80% + (⑬-⑮) × 50%] / ⑬		㉙			
(⑧+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑮×80% + (⑬-⑮) × 40%] / ⑬		㉚			
(⑨+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑯×70% + (⑬-⑯) × 60%] / ⑬		㉛			
(⑨+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑯×70% + (⑬-⑯) × 50%] / ⑬		㉜			
(⑨+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④× [⑯×70% + (⑬-⑯) × 40%] / ⑬		㉝			
(⑩+⑪) / ⑥ ≥ 75%	④× [⑰×60% + (⑬-⑰) × 50%] / ⑬		㉞					
(⑩+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④× [⑰×60% + (⑬-⑰) × 40%] / ⑬		㉟					
(⑪+⑫) / ⑥ ≥ 75%	④× [⑱×50% + (⑬-⑱) × 40%] / ⑬		㊱					
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による㉑～㊱の内から選択した金額)						㊲	※申告書④欄へ	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 課税売上上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
  - 消費税の税額計算
  - 地方消費税の税額計算
  - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

# 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）

この申告書は見本です。

自 平成  年  月  日

## 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

至 平成  年  月  日

中間申告 自 平成  年  月  日

の場合の

対象期間 至 平成  年  月  日

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①	<input type="text"/>	000
消費税額	②	<input type="text"/>	
貸倒回収に係る消費税額	③	<input type="text"/>	
控除税額	控除対象仕入税額	④	
	返還等対価に係る税額	⑤	
	貸倒れに係る税額	⑥	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨	00
	中間納付税額	⑩	00
	納付税額 (⑨-⑩)	⑪	00
	中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	00
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	00
	この課税期間の課税売上高	⑮	
	基準期間の課税売上高	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰	
	差引税額	⑱	00
譲渡割額	還付額	⑲	
	納税額	⑳	00
	中間納付譲渡割額	㉑	00
	納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	00
	中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	00
この申告書 が修正申告 である場合	既確定 譲渡割額	㉔	
	差引納付 譲渡割額	㉕	00
	消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31	
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32	
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33	
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34	
	参 考 事 項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
		区 分	区分	課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%		
			第1種	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	36
			第2種	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	37
			第3種	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	38
			第4種	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	39
第5種	<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>	42		
第6種	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	43			
	特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40	
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額				
	3%分	千円	円				
	4%分	千円	円				
	6.3%分	千円	円				
	③又は④の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
		4%分		円			
	6.3%分		円				
還付を受ける金融機関等	銀行		本店・支店				
	金庫・組合		出張所				
	農協・漁協		本所・支所				
	預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-						
	郵便局名等						
※税務署整理欄							
税理士署名押印		Ⓜ (電話番号 - - )					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有						
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有						

㉖=(㉑+㉒)-(⑧+⑫+⑰+㉓)・修正申告の場合㉖=㉑+㉒  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

## 申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

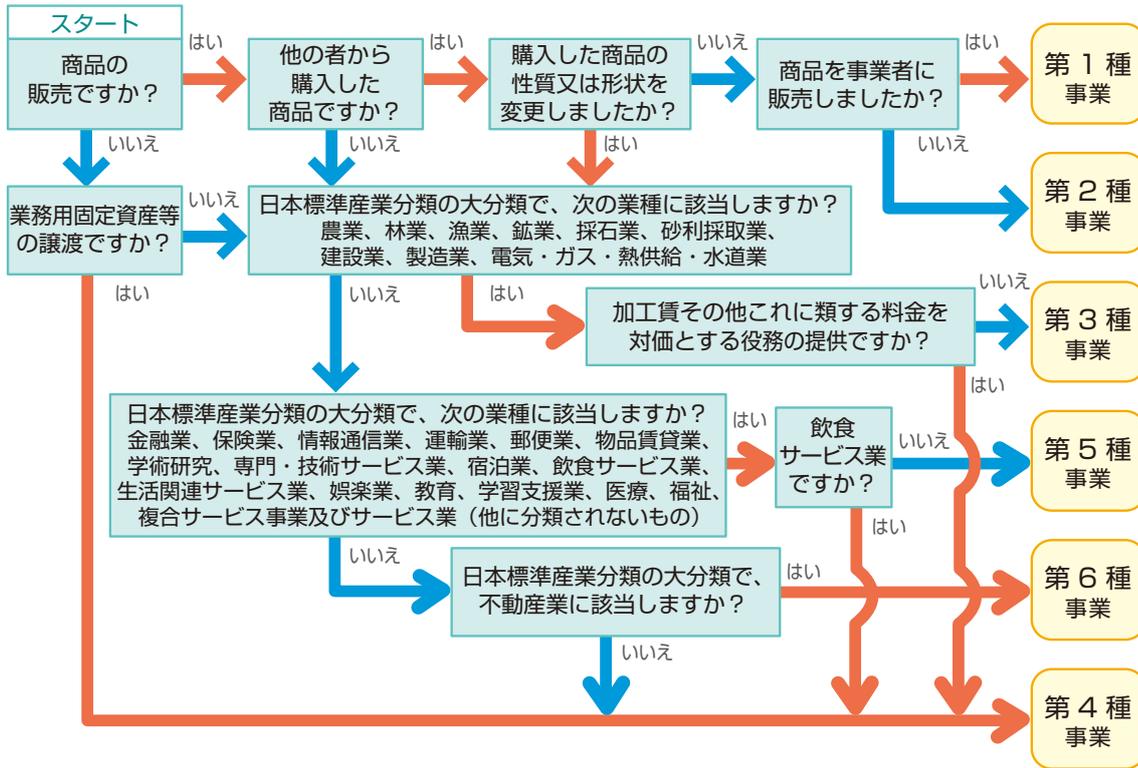
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送などにより提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

(注) 住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。

# 事業区分の判定フローチャート

- このフローチャートは、事業区分の判定に当たっての目安です。事業区分については、12ページも参照してください。
- 事業区分の判定は、原則として、取引単位ごと（課税資産の譲渡等ごと）に判定し、それぞれ第1種から第6種までのいずれかに区分します。



- ※ 個々の判定は、社会通念上の取引単位を基に行いますが、資産の譲渡と役務の提供とが混同した取引で、それぞれの対価の額が区分されている場合には、区分されたところにより、個々に事業の種類を判定することになります。
- ※ 「購入した商品の性質、又は形状を変更しましたか?」という判定では、例えば、次のような行為は性質及び形状を変更しないものと判断します。
  - ・ 商標、ネーム等を添付又は表示すること
  - ・ それ自体を販売している複数の商品を詰め合わせる
  - ・ 液状等の商品を販売容器に収容すること
  - ・ ガラス、その他の商品を販売のために裁断すること
- ※ フローチャートで、取引が「他の者から購入した商品の譲渡」及び「製造小売業」に該当しない場合は、日本標準産業分類（大分類）の製造業等の分類を基準に、これらの製造業等として一般的に行われる資産の譲渡等に該当するかどうかの判定を行います。
- ※ 日本標準産業分類上、製造業等に該当することとなっても、対価の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工を行い、その加工等の対価を受領する役務の提供は第4種事業に該当します。

## 消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。  
 なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目	課否	課税売上げにならないもの
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	△	社会保険診療収入（非）
		商品券等の販売代金（非）
		土地売却代金（非）
		受取利息（非）
		住宅家賃（非）
		保険金（不）
		国外取引収入（不）
		輸出取引等収入（免）
		対価性のない補助金（不）

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目	課否	課税売上げにならないもの
販売金額	△	輸出取引等収入（免）
家事消費 事業消費	金額	○
		▽
雑収入	△	種苗等による事業消費
		対価性のない補助金（不）
		保険金（不） 受取利息（非）
小計		
農産物の 棚卸高	期首 期末	

記号の意味

- ..... 課税売上げになるもの
- △..... 大部分は課税売上げになるが、課税売上げにならないものもあるもの
- ▽..... 大部分は課税売上げにならないが、課税売上げになるものもあるもの
- 非..... 非課税となるもの
- 不..... 消費税の対象とならないもの（不課税取引）
- 免..... 免税となるもの

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の  
税額計算

地方消費税の  
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

# 振替納税の新規（変更）申込み ※このページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

- 振替納税（口座振替）は全国の銀行（ゆうちょ銀行を含みます。）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。  
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。  
また、インターネット専用銀行等の一部金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用になれない場合があります。
- 提出の際には申告書に貼らないでください。

**注意** 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

(金融機関経由印)

## 納付書送付依頼書

〈提出先の税務署名を書いてください〉

税務署長あて

氏名

氏名を書  
いて押印  
します。

私が納付する

- 申告所得税及び復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
  - 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

口座振替をご利用にならない税目等についてはのみ、二重線で抹消します。

平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署整理欄

〔整理番号〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔金融機関番号〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔振替区分〕

--

〔入力日付〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔送付日付〕

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

〈この依頼書の提出年月日を書きます。〉

## 預貯金口座振替依頼書

平成 年 月 日

金融機関名

銀行・信用金庫  
労働金庫・信用組合  
漁協・農協

本店・支店  
本所・支所  
出張所・御中

あなたの住所 (〒 - ) 電話 ( )

あなたの住所 (申告納税地)

氏名 (フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備
	口座番号			
記号番号	1			
	0			

金融機関使用欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- 申告所得税及び復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
  - 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違う場合には申告書の住所を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が異なる場合は、申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、横まに押印し直してください。

口座振替をご利用にならない税目等についてはのみ、二重線で抹消します。

### 約 定 〈必ず確認してください〉

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

このページは切り離して利用ください。

口座振替の利用を開始する申告等の納期限以前の日付を書きます。

ゆうちょ銀行の場合には支店名等の記入は不要です。

預貯金口座の名義を書きます。

ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合は、預金の種類を○で囲み口座番号を書きます。

ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号をそれぞれ書きます。